

法務省民二第1906号
平成24年7月25日

法務局民事行政部長 殿
(仙台を除く。)
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

相続による所有権の移転の登記がされている農地について真正な登記名義の回復を登記原因として他の相続人に所有権を移転する登記の申請に関する農地法所定の許可書の提供の要否等について（通知）

標記について、別紙甲号のとおり仙台法務局民事行政部長から当職宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、昭和40年9月24日付け民事甲第2824号民事局長回答及び同年12月9日付け民事甲第3435号民事局長通達のうち、別紙乙号の回答と抵触する部分は、変更されたものとして了知願います。

総 第 1 1 2 号
平成 2 4 年 7 月 9 日

法務省民事局民事第二課長 殿

仙台法務局民事行政部長

相続による所有権の移転の登記がされている農地について真正な登記名義の回復を登記原因として他の相続人に所有権を移転する登記の申請に関する農地法所定の許可書の提供の要否等について（照会）

相続による所有権の移転の登記がされている農地について、真正な登記名義の回復を登記原因として、他の相続人に所有権の移転の登記を申請する場合の農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）所定の許可書の提供の要否については、不動産登記法（平成 1 6 年法律第 1 2 3 号）においては、登記原因証明情報の内容として事実関係（相続登記が誤っていること、申請人が相続により取得した真実の所有者であること等）又は法律行為（遺産分割等）が記録されていれば、当該許可書を提供することを要しないものと考えますが、いささか疑義がありますので、照会します。

あわせて、この場合における昭和 5 2 年 8 月 2 2 日付け第 4 2 3 9 号民事局第三課長依命通知「時効取得を原因とする農地の所有権移転登記等の申請があった場合の取扱いについて」による農業委員会宛ての通報については、これを要しないものと考えますが、その要否につきましても、照会します。

法務省民二第1905号

平成24年7月25日

仙台法務局民事行政部長 殿

法務省民事局民事第二課長

相続による所有権の移転の登記がされている農地について真正な登記名義の回復を登記原因として他の相続人に所有権を移転する登記の申請に関する農地法所定の許可書の提供の要否等について（回答）

本月9日付け総第112号をもって照会のありました標記の件については、前段及び後段共に貴見のとおりと考えます。